

令和5年度 第4回鴨川市水道事業運営委員会次第

日 時 令和6年2月1日（木） 午後3時

場 所 鴨川市水道課 1階会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

（1）鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

（2）鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（3）令和6年度鴨川市水道事業会計予算

4 その他

5 閉 会

鴨川市水道事業運営委員会委員名簿

任期：2年

期間：自 令和5年4月1日

至 令和7年3月31日

氏 名	職 名	備 考
中 村 康 仁	識 見 を 有 す る 者	会 長
梶 恵 子	〃	副 会 長
田 仲 重 郎	〃	
和 泉 良 史	〃	
鈴 木 一 男	〃	
相 原 一 彦	〃	
渥 美 俊 行	〃	

議案第 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年 月 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鴨川市水道事業給水条例（平成17年鴨川市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第37条第2項ただし書及び第43条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月26日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）により水道法（昭和32年法律第177号）の一部が改正され令和6年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業給水条例（平成17年鴨川市条例第146号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

水道法に基づく事務のうち水質及び衛生に関する事務以外の事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴う条文の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市水道事業給水条例 新旧対照表

改正前	改正後
（工事の申込み） 第5条 給水装置を新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。	（工事の申込み） 第5条 給水装置を新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。
2 略	2 略

(給水装置の基準違反に対する措置) 第 37 条 略 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (過料) 第 43 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。 (1) 第 5 条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者 (2)～(4) 略	(給水装置の基準違反に対する措置) 第 37 条 略 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (過料) 第 43 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。 (1) 第 5 条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者 (2)～(4) 略
--	--

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号

鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年 月 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年鴨川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 号

鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年鴨川市条例第144号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が60万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が60万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 号

令和6年度鴨川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度鴨川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 18,700 戸 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 5,345,000 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 14,644 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業
建設改良事業費 | 541,984 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	1,513,345 千円
第1項 営業収益	1,257,779 千円
第2項 営業外収益	255,565 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 事業費	1,501,993 千円
第1項 営業費用	1,434,711 千円
第2項 営業外費用	57,281 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 402,079 千円は、過年度分損益勘定留保資金 222,990 千円、減債積立金 133,384 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45,705 千円で補填するものとする。）。

収 入

- 第1款 資本的収入
第1項 企業債 482,129 千円
第2項 固定資産売却代金 482,128 千円
1 千円

支 出

- 第1款 資本的支出
第1項 建設改良事業費 884,208 千円
第2項 企業債償還金 541,984 千円
第3項 予備費 332,224 千円
10,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	482,128	普通貸借又は 証券発行	5. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入 れる資金について、利率の見直しを 行った後においては、当該見直し後 の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については その融通条件により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還 期限の短縮、繰上償還並びに低利償への借換えをす ることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 167,131千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、80,293千円と定める。

令和6年 月 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

1) 令和6年度鴨川市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 事業収益	1 営業収益		1,513,345	
			1,257,779	
		1 給水収益	1,240,800	
	2 営業外収益	2 受託工事収益	8,580	
		3 その他の営業収益	8,399	
			255,565	
		1 給水申込負担金	30,316	
		2 受取利息及び配当金	180	
		3 雑収益	701	
		4 他会計補助金	50,000	
		5 県補助金	42,960	
		6 長期前受金戻入	131,408	
	3 特別利益		1	
		1 固定資産売却益	1	

支 出

款	項	目	予定額	備考
1 事業費	1 営業費用		1,501,993	
			1,434,711	
		1 原水費	21,606	
		2 浄水費	563,139	
		3 配水及び給水費	153,436	
		4 受託工事費	8,330	
		5 総係費	151,059	
		6 減価償却費	536,639	
	2 営業外費用	7 資産減耗費	500	
		8 その他の営業費用	2	
			57,281	
		1 支払利息及び企業債取 扱諸費	21,930	
	3 特別損失	2 雑支出	351	
		3 消費税及び地方消費税	35,000	
			1	
	4 予備費	1 過年度損益修正損	1	
			10,000	
		1 予備費	10,000	

(単位 千円)

資本的収入及び支出
収入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的収入			482,129	
	1 企業債		482,128	
		1 企業債	482,128	
	2 固定資産売却代金		1	
		1 固定資産売却代金	1	

支

出

(單位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本の支出			884,208	
	1 建設改良事業費		541,984	
		1 原水設備費	125,360	
		2 浄水設備費	75,978	
		3 配水設備費	339,733	
		4 営業設備費	913	
	2 企業債償還金		332,224	
		1 企業債償還金	332,224	
	3 予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	

2) 令和6年度鴨川市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	5,163
減価償却費	536,638
引当金の増減額 (△は減少)	731
長期前受金戻入額	△ 131,408
固定資産除却損	420
未収金の増減額 (△は増加)	28,783
未払金の増減額 (△は減少)	△ 489,779
たな卸資産の増減額 (△は増加)	955
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 48,497</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 503,475
有価証券の取得による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 503,475</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるとの企業債による収入	482,128
建設改良費等の財源に充てるとの企業債の償還による支出	<u>△ 332,224</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>149,904</u>
資金減少額	△ 402,068
資金期首残高	<u>1,560,904</u>
資金期末残高	<u>1,158,836</u>

3) 給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度		7	22,179	57,449	39,023	118,651	38,195	156,846
		0	0	4,613	3,015	7,628	2,657	10,285
前年度		7	22,179	62,062	42,038	126,279	40,852	167,131
		7	19,524	53,398	34,672	107,594	34,899	142,493
比較		0	0	4,572	2,945	7,517	2,537	10,054
		7	19,524	57,970	37,617	115,111	37,436	152,547
		0	2,655	4,051	4,351	11,057	3,296	14,353
		0	0	41	70	111	120	231
		0	2,655	4,092	4,421	11,168	3,416	14,584

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	合計 (千円)
本年度	1,056	386	0	12,454	622	0	729	14,501	11,954	336	0	42,038
前年度	1,038	375	0	11,723	571	0	729	12,864	9,981	336	0	37,617
比較	18	11	0	731	51	0	0	1,637	1,973	0	0	4,421

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度		7	13 (0)	140	57,449	37,230	94,819	130,302
		0	1 (0)	0	4,613	3,015	7,628	10,285
	合 計	7	14 (0)	140	62,062	40,245	102,447	140,587
前 年 度		7	12 (1)	140	53,398	34,025	87,563	119,621
		0	1 (0)	0	4,572	2,945	7,517	10,054
	合 計	7	13 (1)	140	57,970	36,970	95,080	129,675
比 較		0	1 (△ 1)	0	4,051	3,205	7,256	10,681
		0	0 (0)	0	41	70	111	231
	合 計	0	1 (△ 1)	0	4,092	3,275	7,367	10,912

※ 〇内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	合計 (千円)
職 員 手 当 の 内 訳	本 年 度	1,056	386	0	12,454	622	0	729	13,525	11,137	336	0	40,245
	前 年 度	1,038	375	0	11,723	571	0	729	12,217	9,981	336	0	36,970
	比 較	18	11	0	731	51	0	0	1,308	1,156	0	0	3,275

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	0	0	22,039	0	1,793	23,832	2,712	26,544
	0	(10)	0	0	0	0	0	0
	0	(0)	0	0	0	0	0	0
前 年 度	0	0	22,039	0	1,793	23,832	2,712	26,544
	0	(10)	0	0	0	0	0	0
	0	(9)	19,384	0	647	20,031	2,841	22,872
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	(0)	0	0	0	0	0	0
	0	(9)	19,384	0	647	20,031	2,841	22,872
合 計	0	0	2,655	0	1,146	3,801	△ 129	3,672
	0	(1)	0	0	0	0	0	0
	0	(0)	0	0	0	0	0	0

※ 〇 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	合計 (千円)
本 年 度	0	0	0	0	0	0	0	976	817	0	0	1,793
前 年 度	0	0	0	0	0	0	0	647	0	0	0	647
比 較	0	0	0	0	0	0	0	329	817	0	0	1,146

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	4,092	給与改定に伴う増減分	258	
		昇給に伴う増加分	616	
		その他の増減分	3,218 職員の異動等	
職員手当	4,421	制度改正に伴う増減分	1,694	
		その他の増減分	2,727 職員の異動等	

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	企業職給料表		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労働職				
令和 6年2月1日	平均給料月額(円)	368,775	345,450				
	平均給与月額(円)	409,518	356,327				
	現在 平均年齢月数(歳)	49.8	55.1				
令和 5年2月1日	平均給料月額(円)	355,307	320,500				
	平均給与月額(円)	380,196	357,798				
	現在 平均年齢月数(歳)	47.8	51.1				

イ 初任給

区	分	企業職給料表		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労働職				
鳴川市	高校卒	(円) 170,900	162,100 ~ 181,800	(円)短大卒	(円)短大卒	(円)旧中5卒	(円)
	大学卒	196,200					
国	高校卒	166,600	164,000	短大卒	短大卒	旧中5卒	
	大学卒	196,200					

ウ 級別職員数

区 分	企業職 職 政 行		業 職 結 政 業		表 適 用 表		職 務 職 員		教 育 職 給 料 表		医 療 職 給 料 表		医 療 職 給 料 表		医 療 職 給 料 表	
	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比
令和 6年2月1日 現在	7級	1	8.3													
	6級	1	8.3													
	5級	7	58.4													
	4級	2	16.7													
	3級	(1)	(100.0)		2	100.0										
	2級															
	1級	1	8.3													
令和 5年2月1日 現在	計	12	100.0		2	100.0										
	7級	(1)	(100.0)													
	6級	1	7.7													
	5級	7	53.8													
	4級	2	15.4													
	3級	1	7.7		2	100.0										
	2級	(1)	(100.0)													
	1級	1	7.7													
	計	13	100.0		2	100.0										
		(1)	(100.0)													

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外番さ

(級別の基準となる職務)

区分	企業職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
7級	課長、主幹				
6級	課長補佐				
5級	係長、主査				
4級	副主査				
3級	主任主事、主任技師				
2級	主事、技師				
1級	主事、技師				

工 昇給

区 分		合 計	企 業 職 給 料 表		教 育 職 給 料 表 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (一) 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (二) 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (三) 適 用 職 員
			一 般 行 政 職	技 能 勞 務 職				
本 年 度	職 員 数	(A) (人)	14	12	2			
	昇給に係る職員数	(B) (人)	11	10	1			
	1号給 (人)							
	2号給 (人)	1		1				
	3号給 (人)							
	4号給 (人)	10		9	1			
	5号給 (人)							
	6号給 (人)							
	7号給 (人)							
	8号給 (人)							
比率 (B) / (A)		(%)	78.6	83.3	50.0			
前 年 度	職 員 数	(A) (人)	13	11	2			
	昇給に係る職員数	(B) (人)	12	10	2			
	1号給 (人)							
	2号給 (人)							
	3号給 (人)							
	4号給 (人)	12		10	2			
	5号給 (人)							
	6号給 (人)							
	7号給 (人)							
	8号給 (人)							
比率 (B) / (A)		(%)	92.3	90.9	100.0			

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
本年度	2. 25	2. 25	4. 50	有	
前年度	2. 20 (1. 15)	2. 20 (1. 15)	4. 40 (2. 30)	有	
国の制度	2. 25	2. 25	4. 50	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区	分	全	職	種
給料総額に対する比率 (%)	(令和6年2月1日現在)	—	—	
支給対象職員の比率 (%)	(令和6年2月1日現在)	—	—	
代表的な特殊勤務手当の名称		—	—	

ク その他の手当

区	分	国の制度との異同	差	異	の	内	容
扶養手当		同					
住居手当		同					
通勤手当		異					・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

4) 債務負担行為に関する調書

事項	限度額 千円	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	
浄水場維持管理業務委託料 令和3年12月議決	71,682	令和4年度 ～ 令和5年度	千円		千円	営業収益 千円
水道料金収納等業務			33,330	令和6年度まで	38,352	38,352
令和4年9月議決	188,496	令和5年度	33,330	令和7年度まで	155,166	155,166
企業会計システム賃貸借		令和4年度 ～ 令和5年度				
令和4年9月議決	6,919	令和5年度	2,399	令和7年度まで	4,520	4,520
基幹水利施設ストックマネジメント 事業						
令和5年9月議決	166,657			令和7年度まで	166,657	166,657
量水器交換等業務に係る委託料						
令和5年12月議決	12,173			令和6年度まで	12,173	12,173
電気・通信等施設整備及び事務機器 等の保守に係る委託料						
令和5年12月議決	11,778			令和6年度まで	11,778	11,778
管理施設警備業務に係る委託料						
令和5年12月議決	225			令和6年度まで	225	225
水質検査業務に係る委託料						
令和5年12月議決	15,403			令和6年度まで	15,403	15,403
土砂処理業務に係る委託料						
令和5年12月議決	41,250			令和6年度まで	41,250	41,250
薬品等に係る購入費						
令和5年12月議決	65,685			令和6年度まで	65,685	65,685

資	産	の	部
千円	千円		千円
100	200	300	400
500	600	700	800
900	1000	1100	1200
1300	1400	1500	1600
1700	1800	1900	2000
2100	2200	2300	2400
2800	2900	3000	3100
3200	3300	3400	3500
3600	3700	3800	3900
4000	4100	4200	4300
4400	4500	4600	4700
4800	4900	5000	5100
5200	5300	5400	5500
5600	5700	5800	5900
6000	6100	6200	6300
6400	6500	6600	6700
6800	6900	7000	7100
7200	7300	7400	7500
7600	7700	7800	7900
8000	8100	8200	8300
8400	8500	8600	8700
8800	8900	9000	9100
9200	9300	9400	9500
9600	9700	9800	9900
10000	10100	10200	10300
10400	10500	10600	10700
10800	10900	11000	11100
11200	11300	11400	11500
11600	11700	11800	11900
12000	12100	12200	12300
12400	12500	12600	12700
12800	12900	13000	13100
13200	13300	13400	13500
13600	13700	13800	13900
14000	14100	14200	14300
14400	14500	14600	14700
14800	14900	15000	15100
15200	15300	15400	15500
15600	15700	15800	15900
16000	16100	16200	16300
16400	16500	16600	16700
16800	16900	17000	17100
17200	17300	17400	17500
17600	17700	17800	17900
18000	18100	18200	18300
18400	18500	18600	18700
18800	18900	19000	19100
19200	19300	19400	19500
19600	19700	19800	19900
20000	20100	20200	20300
20400	20500	20600	20700
20800	20900	21000	21100
21200	21300	21400	21500
21600	21700	21800	21900
22000	22100	22200	22300
22400	22500	22600	22700
22800	22900	23000	23100
23200	23300	23400	23500
23600	23700	23800	23900
24000	24100	24200	24300
24400	24500	24600	24700
24800	24900	25000	25100
25200	25300	25400	25500
25600	25700	25800	25900
26000	26100	26200	26300
26400	26500	26600	26700
26800	26900	27000	27100
27200	27300	27400	27500
27600	27700	27800	27900
28000	28100	28200	28300
28400	28500	28600	28700
28800	28900	29000	29100
29200	29300	29400	29500
29600	29700	29800	29900
30000	30100	30200	30300
30400	30500	30600	30700
30800	30900	31000	31100
31200	31300	31400	31500
31600	31700	31800	31900
32000	32100	32200	32300
32400	32500	32600	32700
32800	32900	33000	33100
33200	33300	33400	33500
33600	33700	33800	33900
34000	34100	34200	34300
34400	34500	34600	34700
34800	34900	35000	35100
35200	35300	35400	35500
35600	35700	35800	35900
36000	36100	36200	

-20-

日
午

千円		千円
	1,949,495	
	<u>322,976</u>	
	261,074	
	293,867	
	17,412	
	9,913	
	<u>1,000</u>	
	7,493,288	
	<u>△ 4,300,553</u>	

資 本 の 部		千 円	
資 本	の 部	千 円	千 円
6 資 金 計			
(1) 資 金 本 合			
資 金	資 金	6,500,003	6,500,003
7 資 金 余 立			
(1) 資 金 余 立			
資 金	資 金	0	0
(2) 資 金 余 立			
資 金	資 金	96	96
(3) 資 金 余 立			
資 金	資 金	24,898	24,898
(4) 資 金 余 立			
資 金	資 金	184	184
(5) 資 金 余 立			
資 金	資 金	0	0
(6) 資 金 余 立			
資 金	資 金	227,758	227,758
(7) 資 金 余 立			
資 金	資 金	252,840	252,840
(8) 資 金 余 立			
資 金	資 金	252,936	252,936
(9) 資 金 余 立			
資 金	資 金	6,752,939	6,752,939
(10) 資 金 余 立			
資 金	資 金	12,801,411	12,801,411

令和6年度鳴川市水道事業会計予算の財務諸表に関する注記表

1 重要な会計方針

平成26年度から、改定後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成しています。

【改定内容】

- ・「借入資本金」(＝企業債)を「負債」として計上
- ・適用が任意とされていた「みなし償却制度」を廃止
- ・計上が任意とされていた引当金の計上を義務化(要件に該当した場合)

(1) 借入資本金の表示区分の変更

借入資本金(企業債)は、民間の企業会計においては、社債又は借入金として負債に整理されているものですが、地方公営企業会計においては、昭和27年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで借入資本金として整理されています。これまで「負債」として整理すべきとの考えもありましたが、表示区分の変更は見送られてきた経緯があります。しかし、地方公営企業法施行令等の改正をもって、地方公営企業会計の「借入資本金」を「負債」に表示区分の変更をすることとなりました。

(2) 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更

任意適用が認められていました、「みなし償却制度」は廃止され、償却資産の取得又は改良に充てるために交付された補助金等は、その交付相当額を長期前受金として負債の部の繰延収益に計上した上で、減価償却に応じて順次収益化することとなりました。「みなし償却制度」とは、地方公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金等をもって取得したものである。当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価等とみなして、各年度の減価償却額を算出することができる制度です。

(3) 引当金の計上方法

①退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備え、退職手当組合に加入し負担金として対応しており、将来的に追加負担が見込まれないため計上しません。ただし、追加的に引当の必要が生じると見込まれる場合については、状況に応じて積み立てています。

②賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上しています。

③貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

・減価償却の方法 定額法

：主な耐用年数

建物	30～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	4～15年

②無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

ダム利用権	55年
水利権	20年

(5) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的証券 取得原価をもって貸借対照表価格としている。

2 その他の注記

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととします。

(2) みなし償却制度の廃止に伴う経過措置

平成26年3月31日における償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額については、平成26年3月31日以前に取得又は改良した資産で、取得又は改良した資産と補助金等との対応関係を個別的に把握できる資産を除いたすべての資産（補助金等を充てずに取得又は改良したことが明らかでない資産は除く。）を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理しています。

6) 令和5年度 鴨川市水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収入			
(1) 給水			
(2) 受託工事	1,087,951		
(3) その他の営業収入	2,009		
2 営業費用	9,784	1,099,744	
(1) 原水	15,075		
(2) 浄水	463,181		
(3) 配水	142,568		
(4) 受託工	1,189		
(5) 総係	133,644		
(6) 減価	491,404		
(7) 資産	123		
(8) その他の営業費用	33	1,247,217	
3 営業外収入			147,473
(1) 給水	5,950		
(2) 受託利息	56		
(3) 長期	134,234		
(4) 雑他	1,217		
(5) 他会	50,000		
(6) 県外	43,316	234,773	
4 営業外支出			
(1) 支払	30,146		
(2) 雑利	192	30,338	
経常利益			204,435
			56,962

5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	0	0	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	0	0	0
当 年 度 純 利 益			56,962
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			89,211
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額			164,360
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			310,533

7) 令和5年度鳴川市水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

資産		負債		純資産	
千円		千円		千円	
1	2	3	4	5	6
1 固定資産	(1) 有形固定資産	2 流動負債	(1) 短期借入金	3 固定負債	(1) 長期借入金
(1) 土地	1,508,702	(1) 短期借入金	1,018,827	357,494	
(2) 建物	19,459,300	(2) 短期借入金	8,402,592		
(3) 構築物	11,056,708	(3) 短期借入金	1,543,823		
(4) 機械	4,995,067	(4) 短期借入金	2,931		
(5) 車両	3,451,244	(5) 短期借入金	147,611		
(6) 工具	23,308	(6) 短期借入金	71,338		
(7) 備品	20,377	(7) 短期借入金	11,544,616		
(8) 建設費	152,220	(8) 短期借入金			
(9) 有形固定資産	4,609	(9) 短期借入金			
(10) 無形固定資産		(10) 短期借入金			
(11) 権利		(11) 短期借入金			
(12) 負債		(12) 短期借入金			
(13) 負債		(13) 短期借入金			
(14) 負債		(14) 短期借入金			
(15) 負債		(15) 短期借入金			
(16) 負債		(16) 短期借入金			
(17) 負債		(17) 短期借入金			
(18) 負債		(18) 短期借入金			
(19) 負債		(19) 短期借入金			
(20) 負債		(20) 短期借入金			
(21) 負債		(21) 短期借入金			
(22) 負債		(22) 短期借入金			
(23) 負債		(23) 短期借入金			
(24) 負債		(24) 短期借入金			
(25) 負債		(25) 短期借入金			
(26) 負債		(26) 短期借入金			
(27) 負債		(27) 短期借入金			
(28) 負債		(28) 短期借入金			
(29) 負債		(29) 短期借入金			
(30) 負債		(30) 短期借入金			
(31) 負債		(31) 短期借入金			
(32) 負債		(32) 短期借入金			
(33) 負債		(33) 短期借入金			
(34) 負債		(34) 短期借入金			
(35) 負債		(35) 短期借入金			
(36) 負債		(36) 短期借入金			
(37) 負債		(37) 短期借入金			
(38) 負債		(38) 短期借入金			
(39) 負債		(39) 短期借入金			
(40) 負債		(40) 短期借入金			
(41) 負債		(41) 短期借入金			
(42) 負債		(42) 短期借入金			
(43) 負債		(43) 短期借入金			
(44) 負債		(44) 短期借入金			
(45) 負債		(45) 短期借入金			
(46) 負債		(46) 短期借入金			
(47) 負債		(47) 短期借入金			
(48) 負債		(48) 短期借入金			
(49) 負債		(49) 短期借入金			
(50) 負債		(50) 短期借入金			
(51) 負債		(51) 短期借入金			
(52) 負債		(52) 短期借入金			
(53) 負債		(53) 短期借入金			
(54) 負債		(54) 短期借入金			
(55) 負債		(55) 短期借入金			
(56) 負債		(56) 短期借入金			
(57) 負債		(57) 短期借入金			
(58) 負債		(58) 短期借入金			
(59) 負債		(59) 短期借入金			
(60) 負債		(60) 短期借入金			
(61) 負債		(61) 短期借入金			
(62) 負債		(62) 短期借入金			
(63) 負債		(63) 短期借入金			
(64) 負債		(64) 短期借入金			
(65) 負債		(65) 短期借入金			
(66) 負債		(66) 短期借入金			
(67) 負債		(67) 短期借入金			
(68) 負債		(68) 短期借入金			
(69) 負債		(69) 短期借入金			
(70) 負債		(70) 短期借入金			
(71) 負債		(71) 短期借入金			
(72) 負債		(72) 短期借入金			
(73) 負債		(73) 短期借入金			
(74) 負債		(74) 短期借入金			
(75) 負債		(75) 短期借入金			
(76) 負債		(76) 短期借入金			
(77) 負債		(77) 短期借入金			
(78) 負債		(78) 短期借入金			
(79) 負債		(79) 短期借入金			
(80) 負債		(80) 短期借入金			
(81) 負債		(81) 短期借入金			
(82) 負債		(82) 短期借入金			
(83) 負債		(83) 短期借入金			
(84) 負債		(84) 短期借入金			
(85) 負債		(85) 短期借入金			
(86) 負債		(86) 短期借入金			
(87) 負債		(87) 短期借入金			
(88) 負債		(88) 短期借入金			
(89) 負債		(89) 短期借入金			
(90) 負債		(90) 短期借入金			
(91) 負債		(91) 短期借入金			
(92) 負債		(92) 短期借入金			
(93) 負債		(93) 短期借入金			
(94) 負債		(94) 短期借入金			
(95) 負債		(95) 短期借入金			
(96) 負債		(96) 短期借入金			
(97) 負債		(97) 短期借入金			
(98) 負債		(98) 短期借入金			
(99) 負債		(99) 短期借入金			
(100) 負債		(100) 短期借入金			
(101) 負債		(101) 短期借入金			
(102) 負債		(102) 短期借入金			
(103) 負債		(103) 短期借入金			
(104) 負債		(104) 短期借入金			
(105) 負債		(105) 短期借入金			
(106) 負債		(106) 短期借入金			
(107) 負債		(107) 短期借入金			
(108) 負債		(108) 短期借入金			
(109) 負債		(109) 短期借入金			
(110) 負債		(110) 短期借入金			
(111) 負債		(111) 短期借入金			
(112) 負債		(112) 短期借入金			
(113) 負債		(113) 短期借入金			
(114) 負債		(114) 短期借入金			
(115) 負債		(115) 短期借入金			
(116) 負債		(116) 短期借入金			
(117) 負債		(117) 短期借入金			
(118) 負債		(118) 短期借入金			
(119) 負債		(119) 短期借入金			
(120) 負債		(120) 短期借入金			
(121) 負債		(121) 短期借入金			
(122) 負債		(122) 短期借入金			
(123) 負債		(123) 短期借入金			
(124) 負債		(124) 短期借入金			
(125) 負債		(125) 短期借入金			
(126) 負債		(126) 短期借入金			
(127) 負債		(127) 短期借入金			
(128) 負債		(128) 短期借入金			
(129) 負債		(129) 短期借入金			
(130) 負債		(130) 短期借入金			
(131) 負債		(131) 短期借入金			
(132) 負債		(132) 短期借入金			
(133) 負債		(133) 短期借入金			
(134) 負債		(134) 短期借入金			
(135) 負債		(135) 短期借入金			
(136) 負債		(136) 短期借入金			
(137) 負債		(137) 短期借入金			
(138) 負債		(138) 短期借入金			
(139) 負債		(139) 短期借入金			
(140) 負債		(140) 短期借入金			
(141) 負債		(141) 短期借入金			
(142) 負債		(142) 短期借入金			
(143) 負債		(143) 短期借入金			
(144) 負債		(144) 短期借入金			
(145) 負債		(145) 短期借入金			
(146) 負債		(146) 短期借入金			
(147) 負債		(147) 短期借入金			
(148) 負債		(148) 短期借入金			
(149) 負債		(149) 短期借入金			
(150) 負債		(150) 短期借入金			
(151) 負債		(151) 短期借入金			
(152) 負債		(152) 短期借入金			
(153) 負債		(153) 短期借入金			
(154) 負債		(154) 短期借入金			
(155) 負債		(155) 短期借入金			
(156) 負債		(156) 短期借入金			
(157) 負債		(157) 短期借入金			
(158) 負債		(158) 短期借入金			
(159) 負債		(159) 短期借入金			
(160) 負債		(160) 短期借入金			
(161) 負債		(161) 短期借入金			
(162) 負債		(162) 短期借入金			
(163) 負債		(163) 短期借入金			
(164) 負債		(164) 短期借入金			
(165) 負債		(165) 短期借入金			
(166) 負債		(166) 短期借入金			
(167) 負債		(167) 短期借入金			
(168) 負債		(168) 短期借入金			
(169) 負債		(169) 短期借入金			
(170) 負債		(170) 短期借入金			
(171) 負債		(171) 短期借入金			
(172) 負債		(172) 短期借入金			
(173) 負債		(173) 短期借入金			
(174) 負債		(174) 短期借入金			
(175) 負債		(175) 短期借入金			
(176) 負債		(176) 短期借入金			
(177) 負債		(177) 短期借入金			
(178) 負債		(178) 短期借入金			
(179) 負債		(179) 短期借入金			
(180) 負債		(180) 短期借入金			
(181) 負債		(181) 短期借入金			
(182) 負債		(182) 短期借入金			
(183) 負債		(183) 短期借入金			
(184) 負債		(184) 短期借入金			
(185) 負債		(185) 短期借入金			
(186) 負債		(186) 短期借入金			
(187) 負債		(187) 短期借入金			
(188) 負債		(188) 短期借入金			
(189) 負債		(189) 短期借入金			
(190) 負債		(190) 短期借入金			
(191) 負債		(191) 短期借入金			
(192) 負債		(192) 短期借入金			
(193) 負債		(193) 短期借入金			
(194) 負債		(194) 短期借入金			
(195) 負債		(195) 短期借入金			
(196) 負債		(196) 短期借入金			
(197) 負債		(197) 短期借入金			
(198) 負債		(198) 短期借入金			
(199) 負債		(199) 短期借入金			
(200) 負債		(200) 短期借入金			
(201) 負債		(201) 短期借入金			
(202) 負債		(202) 短期借入金			
(203) 負債		(203) 短期借入金			
(204) 負債		(204) 短期借入金			
(205) 負債		(205) 短期借入金			
(206) 負債		(206) 短期借入金			
(207) 負債		(207) 短期借入金			
(208) 負債		(208) 短期借入金			
(209) 負債		(209) 短期借入金			
(210) 負債		(210) 短期借入金			
(211) 負債		(211) 短期借入金			
(212) 負債		(212) 短期借入金			
(213) 負債		(213) 短期借入金			
(214) 負債		(214) 短期借入金			
(215) 負債		(215) 短期借入金			
(216) 負債		(216) 短期借入金			
(217) 負債		(217) 短期借入金			
(218) 負債		(218) 短期借入金			
(219) 負債		(219) 短期借入金			
(220) 負債		(220) 短期借入金			
(221) 負債		(221) 短期借入金			
(222) 負債		(222) 短期借入金			
(223) 負債		(223) 短期借入金			
(224) 負債		(224) 短期借入金			
(225) 負債		(225) 短期借入金			
(226) 負債		(226) 短期借入金			
(227) 負債		(227) 短期借入金			
(228) 負債		(228) 短期借入金			
(229) 負債		(229) 短期借入金			
(230) 負債		(230) 短期借入金			
(231) 負債		(231) 短期借入金			
(232) 負債		(232) 短期借入金			
(233) 負債		(233) 短期借入金			
(234) 負債		(234) 短期借入金			
(235) 負債		(235) 短期借入金			
(236) 負債		(236) 短期借入金			
(237) 負債		(237) 短期借入金			
(238) 負債		(238) 短期借入金			
(239) 負債		(239) 短期借入金			
(240) 負債		(240) 短期借入金			
(241) 負債		(241) 短期借入金			
(242) 負債		(242) 短期借入金			
(243) 負債		(243) 短期借入金			
(244) 負債		(244) 短期借入金			
(245) 負債		(245) 短期借入金			
(246) 負債		(246) 短期借入金			
(247) 負債		(247) 短期借入金			
(248) 負債		(248) 短期借入金			
(249) 負債		(249) 短期借入金			
(250) 負債		(250) 短期借入金			
(251) 負債		(251) 短期借入金			
(252) 負債		(252) 短期借入金			
(253) 負債		(253) 短期借入金			
(254) 負債		(254) 短期借入金			
(255) 負債		(255) 短期借入金			
(256) 負債		(256) 短期借入金			
(257) 負債		(257) 短期借入金			
(258) 負債		(258) 短期借入金			
(259) 負債		(259) 短期借入金			
(260) 負債		(260) 短期借入金			
(261) 負債		(261) 短期借入金			
(262) 負債		(262) 短期借入金			
(263) 負債		(263) 短期借			

負債		千円	部の	千円	千円
3	固定負債				
	(1) 企業債				
	イ 建設改良等の財源に充てるため の企業債	1,728,441			
	(2) 引当金				
	イ 修繕引当金	322,976			2,051,417
4	固定負債				
	(1) 企業債				
	イ 建設改良等の財源に充てるため の企業債	332,224			
	(2) 未払金	783,646			
	(3) 前引金	17,412			
5	流動負債				
	(1) 賞与引当金	9,182			
	(2) その他流動負債	1,000			
	繰延長期前受金	7,493,288			
	(2) 繰延長期前受金	△ 4,169,145			
					3,324,143
					6,519,024

-29-

令和6年度鴨川市水道事業会計予算実施計画に関する内訳書

収益的収入及び支出

収入

(単位: 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 事業収益	1 営業収益		1, 513, 345			
			1, 257, 779			
		1 給水収益	1, 240, 800	水道料金	1, 240, 800	水道料金収益
		2 受託工事収益	8, 580	給水工事収益	8, 580	給水取出口工事収益等
		3 その他の営業収益	8, 399	材料売却収益	1	1
				手数料	7, 425	開栓手数料等
2 営業外収益			255, 565			
		1 給水申込負担金	30, 316	給水申込負担金	30, 316	加入者負担金
		2 受取利息及び配当金	180	預金等利息	180	
		3 雑収益	701	不用品売却収益	1	
				その他雑収益	700	電柱敷地料等
		4 他会計補助金	50, 000	一般会計補助金	50, 000	高料金対策補助金
3 特別利益		5 県補助金	42, 960	県補助金	42, 960	千葉県市町村水道総合対策事業補助金
		6 長期前受金戻入	131, 408	長期前受金戻入	131, 408	資本剰余金の収益計上
			1			
		1 固定資産売却益	1	有形固定資産売却益	1	

支 出

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 事業費	1 営業費用		1,501,993			
			1,434,711			
	1 原水費		21,606	備消品費	120	消耗器材等
				燃料費	23	発電機等燃料費
				通信運搬費	382	原水施設専用回線通信料等
				委託料	6,885	原水施設保守点検委託料等
				賃借料	5,875	原水施設等用地賃借料
				修繕費	2,200	原水施設等修繕費
				動力費	4,043	原水施設等電気料
				材料費	440	原水施設材料費
				補償費	1,635	原水施設補償費
				負担金	1	原水施設負担金
				受水費	2	ダム等用水費
	2 浄水費		563,139	給料	17,561	職員給料(4人分)
				手当	10,006	扶養手当等
				賞与引当金繰入額	2,747	賞与のための引当(4月相当分)
				報酬	17,206	会計年度任用職員等報酬
				法定福利費	10,650	職員共済組合負担金等
				旅費	184	会計年度任用職員通勤費
				被服費	437	職員被服費
				備消品費	1,667	消耗器材等
				燃料費	64	発電機等燃料費
				光熱水費	154	灯油代等

(単位 千円)

3 配水及び給水費	153, 436	通信運搬費	3, 520	浄水施設専用回線通信料等
		委託料	79, 854	水質検査委託料等
		手数料	80	法定検査手数料
		賃借料	3, 366	浄水施設等用地賃借料
		修繕費	13, 639	浄水施設等修繕費
		動力費	57, 200	浄水施設等電気料
		薬品費	65, 685	浄水場用薬品費
		材料費	165	浄水場施設材料費
		受水費	276, 534	南房総広域水道企業団からの受水費
		工事請負費	2, 420	
	153, 436	給料	12, 212	職員給料（3人分）
		手当	8, 357	扶養手当等
		賞与引当金繰入額	1, 900	賞与のための引当（4月相当分）
		報酬	4, 833	
		法定福利費	7, 611	職員共済組合負担金等
		旅費	109	
		被服費	95	職員被服費
		備用品費	368	消耗器材等
		燃料費	990	公用車燃料費
		印刷製本費	88	工事調書等
		委託料	29, 597	量水器交換業務委託料等
		手数料	50	車検手数料
		賃借料	2, 025	配水施設等用地賃借料
		修繕費	65, 963	配水施設等修繕費
		動力費	15, 950	配水施設等電気料
		材料費	2, 741	配水施設材料費
		負担金	547	入札システム等負担金

4 受託工事費	8, 330	路面復旧費	1	
		材料費	1	
		工事請負費	8, 328	給水取出土事費等
5 総係費	151, 059	給料	27, 676	職員給料 (6 人分)
		手当	13, 860	扶養手当等
		賞与引当金繰入額	4, 536	賞与のための引当 (4 月相当分)
		報酬	140	運営委員会委員等報酬
		法定福利費	19, 365	職員共済組合負担金等
		旅費	226	普通旅費等
		被服費	52	職員被服費
		備用品費	2, 115	消耗器材等
		印刷製本費	302	納入通知書等
		通信運搬費	4, 393	事務所電話料等
		委託料	68, 017	検針・収納等業務委託料等
		手数料	2, 380	口座振替手数料等
		賃借料	4, 876	電算機賃借料等
		修繕費	100	配線等修繕費
		補償費	1	
		会費負担金	360	協議会負担金等
		保険料	892	建物共済保険料等
		公租公課	68	重量税等
		貸倒引当金繰入額	1, 700	未収金に係る引当
6 減価償却費	536, 639	有形固定資産減価償却費	536, 371	建物、構築物、機械等、車両等、工具等
		無形固定資産減価償却費	268	水利権等
7 資産減耗費	500	固定資産除却費	420	配水管等除却費
		たな卸資産減耗費	80	資産減耗費

2 営業外費用	8 その他の営業費用	2 材料売却原価	1	
		雑支出	1	
		57,281		
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	21,930	21,929	企業債支払利息
			1	借入金利息
	2 雑支出	351	1	
				不用品売却原価
			350	その他雑支出
	3 消費税及び地方消費税	35,000	35,000	消費税及び地方消費税
		1		
3 特別損失	1 過年度損益修正損	1	1	
		10,000		
4 予備費	1 予備費	10,000	10,000	

資本的収入及び支出
収入

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 資本的収入			482,129			
	1 企業債		482,128			
		1 企業債	482,128	企業債	482,128	建設改良費に係る企業債
	2 固定資産売却代金		1			
		1 固定資産売却代金	1	固定資産売却代金	1	

(単位 千円)

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 資本的支出	1 建設改良事業費		884,208			
			541,984			
		1 原水設備費	125,360	負担金	107,100	保台ダム基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金
				工事請負費	18,260	原水ポンプ更新工事等
		2 浄水設備費	75,978	工事請負費	75,978	浄水設備更新工事等
		3 配水設備費	339,733	給料	4,613	職員給料(1人分)
				手当	2,434	扶養手当等
				賞与引当金繰入額	730	賞与のための引当(4月相当分)
				法定福利費	2,657	職員共済組合負担金等
				委託料	11,000	設計等業務委託料
	4 営業設備費			工事請負費	318,297	配水管、配水施設設備等更新工事等
				土地購入費	1	
				その他費用	1	
			913	量水器購入費	913	量水器購入
2 企業債償還金			332,224			
	1 企業債償還金		332,224	企業債償還金	332,224	企業債元金償還
			10,000			
3 予備費			10,000	予備費	10,000	
	1 予備費		10,000			

議案第 号

令和6年度鴨川市水道事業会計予算

1 提案理由

令和6年度鴨川市水道事業会計予算を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により議決を求める。

2 業務の予定量

業務名	本年度予定量(A)	前年度予定量(B)	比較(A)-(B)	増減率(%)
給水戸数	18,700 戸	18,600 戸	100 戸	0.54
年間総給水量	5,345,000 m ³	5,345,000 m ³	0 m ³	—
1日平均給水量	14,644 m ³	14,644 m ³	0 m ³	—
主要な建設改良事業 建設改良事業費	541,984 千円	440,609 千円	101,375 千円	23.01

3 収益的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額(B)	増減額(A)-(B)	増減率(%)
第1款 事業収益	1,513,345	1,511,693	1,652	0.11
第1項 営業収益	1,257,779	1,252,680	5,099	0.41
第1目 給水収益	1,240,800	1,236,400	4,400	0.36
第2目 受託工事収益	8,580	8,580	0	—
第3目 その他の営業収益	8,399	7,700	699	9.08
第2項 営業外収益	255,565	259,012	△3,447	△1.33
第1目 給水申込負担金	30,316	30,316	0	—

第2目 受取利息及び配当金	180	432	△252	△58.33
第3目 雑収益	701	701	0	－
第4目 他会計補助金	50,000	50,000	0	－
第5目 県補助金	42,960	43,330	△370	△0.85
第6目 長期前受金戻入	131,408	134,233	△2,825	△2.10
第3項 特別利益	1	1	0	－
第1目 固定資産売却益	1	1	0	－

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額(B)	増減額(A)-(B)	増減率(%)
第1款 事業費	1,501,993	1,478,418	23,575	1.59
第1項 営業費用	1,434,711	1,401,492	33,219	2.37
第1目 原水費	21,606	25,943	△4,337	△16.72
第2目 浄水費	563,139	565,637	△2,498	△0.44
第3目 配水及び給水費	153,436	162,729	△9,293	△5.71
第4目 受託工事費	8,330	8,330	0	－
第5目 総係費	151,059	146,380	4,679	3.20
第6目 減価償却費	536,639	491,971	44,668	9.08
第7目 資産減耗費	500	500	0	－
第8目 その他の営業費用	2	2	0	－
第2項 営業外費用	57,281	66,925	△9,644	△14.41
第1目 支払利息及び企業債取扱諸費	21,930	31,574	△9,644	△30.54
第2目 雑支出	351	351	0	－
第3目 消費税及び地方消費税	35,000	35,000	0	－

第3項 特別損失	1	1	0	—
第1目 過年度損益修正損	1	1	0	—
第4項 予備費	10,000	10,000	0	—
第1目 予備費	10,000	10,000	0	—

4 資本的收入及び支出

(1) 収入 (単位 千円)

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額(B)	増減額(A)-(B)	増減率(%)
第1款 資本的收入	482,129	341,136	140,993	41.33
第1項 企業債	482,128	341,135	140,993	41.33
第1目 企業債	482,128	341,135	140,993	41.33
第2項 固定資産売却代金	1	1	0	—
第1目 固定資産売却代金	1	1	0	—

(2) 支出 (単位 千円)

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額(B)	増減額(A)-(B)	増減率(%)
第1款 資本の支出	884,208	848,666	35,542	4.19
第1項 建設改良事業費	541,984	440,609	101,375	23.01
第1目 原水設備費	125,360	3,465	121,895	3,517.89
第2目 浄水設備費	75,978	184,274	△108,296	△58.77
第3目 配水設備費	339,733	251,957	87,776	34.84
第4目 営業設備費	913	913	0	—
第2項 企業債償還金	332,224	398,057	△65,833	△16.54
第1目 企業債償還金	332,224	398,057	△65,833	△16.54

第3項 予備費	10,000	10,000	0	—
第1目 予備費	10,000	10,000	0	—

(令和6年度)

収 入 支 出 予 算 書 (案)

鴨川市水道事業会計予算

(3条予算)	本年度	前年度	対前年度	備考	(4条予算)	本年度	前年度	対前年度	備考
収益的収支	予算額	予算額	増減率		資本的収支	予算額	予算額	増減率	
	千円	千円	%			千円	千円	%	
事業収益	1,513,345	1,511,693	0.1		資本的収入	482,129	341,136	41.3	
営業収益	1,257,779	1,252,680	0.4		国県補助金	0	0	0.0	
・ 給水収益	1,240,800	1,236,400	0.4		企業債	482,128	341,135	41.3	
・ 受託工事収益	8,580	8,580	0.0	受託工事費	負担金	0	0	0.0	
・ その他の収益	8,399	7,700	9.1		・ 負担金	0	0	0.0	
営業外収益	255,565	259,012	△ 1.3		出資金	0	0	0.0	
(うち長期前受金戻入)	131,408	134,233	△ 2.1		固定資産売却	1	1	0.0	
特別収益	1	1	0.0						
事業費	1,501,993	1,478,418	1.6		資本的支出	884,208	848,666	4.2	
営業費用	1,434,711	1,401,492	2.4		建設改良事業費	541,984	440,609	23.0	
・ 原水費	21,606	25,943	△ 16.7		・ 原水設備費	125,360	3,465	3,517.9	
・ 浄水費	563,139	565,637	△ 0.4		(うち工事請負費)	18,260	3,465	427.0	
・ 配給水費	153,436	162,729	△ 5.7		・ 浄水設備費	75,978	184,274	△ 58.8	
・ 受託工事費	8,330	8,330	0.0	受託工事収益	(うち工事請負費)	75,978	184,274	△ 58.8	
・ 総係費	151,059	146,380	3.2		・ 配水設備費	339,733	251,957	34.8	
・ 減価償却費	536,639	491,971	9.1		(うち工事請負費)	318,297	190,981	66.7	
・ 資産減耗費	500	500	0.0		・ 営業設備費	913	913	0.0	
・ その他の費用	2	2	0.0		企業債償還金	332,224	398,057	△ 16.5	
営業外費用	57,281	66,925	△ 14.4		投資	0	0	0.0	有価証券
・ 支払利息	21,930	31,574	△ 30.5		予備費	10,000	10,000	0.0	
・ 雑支出	351	351	0.0						
・ 消費税等	35,000	35,000	0.0		・ 業務予定量			%	
特別損失	1	1	0.0		(1) 給水戸数	18,700	18,600	0.5	(戸)
予備費	10,000	10,000	0.0		(2) 年間総給水量	5,345,000	5,345,000	0.0	(m³)
					(3) 1日平均給水量	14,644	14,644	0.0	(m³)

※平成26年度予算より、新たな地方公営企業会計基準を適用して財務諸表を作成しております。主な改定内容は次のとおりです。

- ① 借入資本金を負債として計上
- ② 適用が任意とされていた「みなし償却制度」は廃止
- ③ 計上が任意とされた引当金の計上を義務化

令和06年度
鴨川市水道事業会計予算説明資料
(主要な建設改良事業)

(資本的支出のうち主な工事等の内訳)

(単位 千円)

款項	目	節		説 明	本年度予算	前年度予算
		区分	金額			
1 資本的支出						
1 建設改良事業費						
	1 原水設備費	負担金	107,100	① 保台ダム基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金 <老朽化施設更新工事>	107,100	0
		工事請負費	18,260	① 保台浄水場取水ポンプ盤改良工事 <老朽化施設更新工事>	9,130	3,465
				② 清澄大下り原水ポンプ更新工事 <老朽化施設更新工事>	3,630	
				③ 原水設備更新工事（全体） <老朽化施設更新工事>	5,500	
	2 浄水設備費	工事請負費	75,978	① 横渚浄水場監視制御設備点検整備工事 <老朽化施設更新事業>	4,840	184,274
				② 東町浄水場次亜タンク更新工事 <老朽化施設更新事業>	22,000	
				③ 保台浄水場PH計更新工事 <老朽化施設更新事業>	5,555	
				④ 保台浄水場濁度・残留塩素計点検整備工事 <老朽化施設更新事業>	1,155	
				⑤ 保台浄水場薬品注入設備整備工事 <老朽化施設更新事業>	13,970	
				⑥ 保台浄水場水位計更新工事 <老朽化施設更新事業>	1,728	
				⑦ 保台浄水場活性炭注入設備整備工事 <老朽化施設更新事業>	4,950	
				⑧ 保台浄水場ろ過池逆洗ポンプ他更新工事（2池分） <老朽化施設更新事業>	18,700	
				⑨ 奥谷浄水場薬品注入設備制御盤整備工事 <老朽化施設更新事業>	3,080	
	3 配水設備費	委託料	11,000	(1) 設計(測量)等業務委託料		50,721
				① 龍ヶ尾水管橋布設替工事設計業務 <設計（測量）業務>	6,000	
				② 配水管布設替工事実施設計業務 <設計（測量）業務>	5,000	

(資本的支出のうち主な工事等の内訳)

(単位 千円)

款項	目	節		説 明	本年度予算	前年度予算
		区分	金額			
		工事請負費	318,297	(1) 配水管布設替工事等 <漏水防止対策・耐震強化対策> ① 南小町・仲地区配水管布設替工事 <管路強化・漏水防止対策> 100,000 ② 市道西蓮寺下線配水管布設替工事 <管路強化・漏水防止対策> 49,500 <他事業工事に伴う布設替工事> ③ 道路改良等に伴う配水管布設替工事 9,900 (2) 舗装本復旧工事 ① 平塚地区舗装本復旧工事 <管路強化・漏水防止対策> 5,000 ② 東町地区市道中原両芝線外2路線舗装本復旧工事 <管路強化・漏水防止対策> 3,300 ③ 平塚法明地区市道京田上円線舗装本復旧工事 <管路強化・漏水防止対策> 1,650 ④ 奈良林地区市道川崎原堀口線舗装本復旧工事 <管路強化・漏水防止対策> 2,800 ⑤ 太海地区市道向田木戸脇線舗装本復旧工事 <管路強化・漏水防止対策> 7,250 ⑥ その他舗装本復旧工事 <管路強化・漏水防止対策> 10,000 (3) 配水施設設備更新工事 ① 高鶴配水場圧力調整電動弁更新工事 <老朽化施設更新事業> 3,971 ② 高鶴配水場配管防食工事 <老朽化施設更新事業> 3,640 ③ 高鶴配水場圧力タンク更新工事 <老朽化施設更新事業> 25,300 ④ 畑・坂本加圧ポンプ所更新工事 <老朽化施設更新事業> 77,000 ⑤ 川代第二加圧ポンプ所加圧ポンプ更新工事 <老朽化施設更新事業> 4,840 ⑥ 御園増圧ポンプ所電動弁更新工事 <老朽化施設更新事業> 12,100 ⑦ 御園増圧ポンプ所盤内制御機器整備工事 <老朽化施設更新事業> 2,046		190,981

令和6年度水道事業会計予算（案） 説明資料

令和6年2月1日
鴨川市水道課

令和6年度当初予算（案）について

鴨川市水道課

1 水道事業の経営方針

本市水道事業の財政状況は、人口減少や節水機器の普及により水道料金収入が減少傾向にあります。事業収入の柱である水道料金の伸びを見込むことが困難な状況の中、千葉県市町村水道総合対策事業補助金や一般会計からの繰入れなどの財源を有効に活用し、施設の維持管理や修繕・優先度を考慮した改良費用に対応しながら、経営基盤の安定に努力してきたところです。

市長施政方針では、「活力ある産業のまちづくり」として、南房総地域広域化基本構想に基づき、安房地域の水道事業の統合・広域化に係る協議会を設置し、統合に向け、安房郡市広域市町村圏事務組合における共同処理事務として、広域化基本計画や施設整備計画の策定などを推進しています。また、統合までの間の健全経営と財務基盤強化に向けた取組を進めるとともに、老朽化した水道施設の更新については、有利な財源を活用しながら、着実な整備に努めていきます。

このような状況の中、予算編成にあたっては、変化する水需要に柔軟に対応できる持続可能なライフラインの整備を念頭に、安全・良質な水の安定供給のための投資の最適化やサービスの向上を目指しながら、併せて財政基盤の強化に努めるなど、効率的な推進を図るための編成に取り組んでいます。

2 予算編成にあたっての基本的な考え方

水道事業の役割は、市民生活や健康を支える重要な社会基盤でありますので、常に安心・安全な水を安定的に供給することが求められています。

一方、今後も老朽化した施設の積み残された更新需要を減らす努力をしていかなければ、令和6年1月1日に発生した能登半島地震のように、この房総半島で同じような震災があった場合、長期にわたる断水となることが容易に想像できます。

過去に借入を行った企業債の償還においては令和4年度がピークとなり、この先企業債の元金が減少していく見込みではありますが、「鴨川市水道ビジョン・経営戦略（2018年度～2027年度）」、また、一般会計の「令和6年度（2024年度）当初予算編成方針」による中期的な展望に基づいて、緊急性や優先度に配慮しながら、計画的な維持管理等の実施を目指すとともに、施設の耐震化や有収率の向上を目的とした配水管の更新等、優先すべき事業について長期的な視点で補助対象事業の活用など、施設更新財源の確保と併せて、更新事業実施に伴う減価償却費用の増大に見合う収益の確保に努めながら整備を進めていく必要があります。

また、令和4年度に設置されました、安房地域末端給水事業統合協議会において、統合に向けた協議を鋭意実施していますが、その協議の動向を見定めながら、鴨川市域において必要となる整備や業務の見直しも必要となります。この様に、鴨川市が抱える様々な課題に適切に対応していくための事業予算を編成していく必要が生じているところですが、損益勘定では料金収入が年々減少していく中、物価の上昇等による費用の増加に加え、鴨川市の財政

は非常に厳しい状況であることから、今後、高料金対策事業補助金に頼る事業運営は難しくなってくるものと考えており、最適な水運用による支出の削減等を模索するとともに、料金体系の見直しが必要な時期と思慮致すところです。

令和6年度の主な取組

- (1) 経営基盤の強化や人材育成（近隣事業体連携交流）
- (2) 水道施設の計画的な更新（水道ビジョン・経営戦略など中期的な展望の見直し）
- (3) 安房地域末端水道事業体の統合・広域化の推進（統合・広域化の推進）
- (4) 危機管理体制の充実（緊急資材類の備蓄、他事業体との連携強化）
- (5) 料金体系の見直し（条例変更）
- (6) 適切な施設の維持管理体制の構築（持続的なサービスの提供）
- (7) 新たに構築したマッピングシステムと、既設料金システム等の連動による、配水分析や漏水分析の実施（有収率の向上）
- (8) 施設台帳整備による、資産管理台帳整理及びバランスシートの内容精査（有形固定資産の整理及び資本金の見直し）
- (9) 各係が実施している業務内容の見直し及びマニュアル化

令和6年度当初予算（案）説明資料（概要）

1. 給水量及び給水収益

（単位：m³、千円、税抜き）

年度	年間有収水量	給水収益	給水収益 対前年比	備考
令和2年度（決算）	4,088,709	1,095,131	97.2%	
令和3年度（決算）	4,086,113	1,102,319	102.3%	
令和4年度（決算）	4,105,088	1,108,642	100.6%	
令和5年度（見込）	4,086,000	1,075,000	97.0%	推計値
令和6年度（予算）	4,148,000	1,128,000	104.9%	当初予算

※令和5年度見込：隔月化に伴い、4月分給水収益が半減している。（概ね4千万円程度の減収を見込む）

令和6年度予算：大口需要者の使用量が回復傾向にあるため、給水収益が増加すると予測

2. 組織体制

令和4年度 水道課職員 16人

令和5年度 水道課職員 15人

令和6年度 水道課職員 14人予定

※人員適正化計画での水道課職員数 16人

3. 予算規模

収益的収入及び支出

（単位：千円、税込み）

	令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増減額	比率
収入	1,513,345	1,511,693	1,652	100.1%
支出	1,501,993	1,478,418	23,575	101.6%

資本的収入及び支出

（単位：千円、税込み）

	令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増減額	比率
収入	482,129	341,136	140,993	141.3%
支出	884,208	848,666	35,542	104.2%

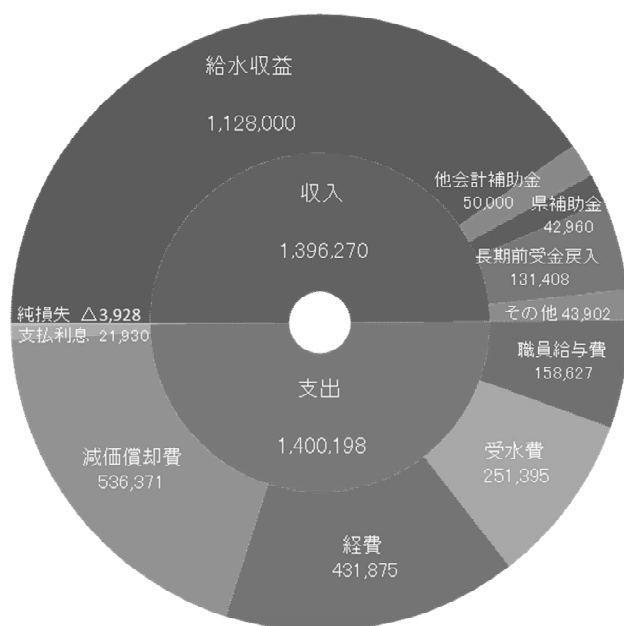
4. 借入金等の状況

企業債残高の状況

（単位：千円）

5年度末残高見込 ①	6年度当初予算			6年度末残高見込 ①+②-③-④
	借入額 ②	繰上償還額 ③	償還額 ④	
1,907,684	482,128	0	333,224	2,056,588

令和6年度鴨川市水道事業予算（案）の状況

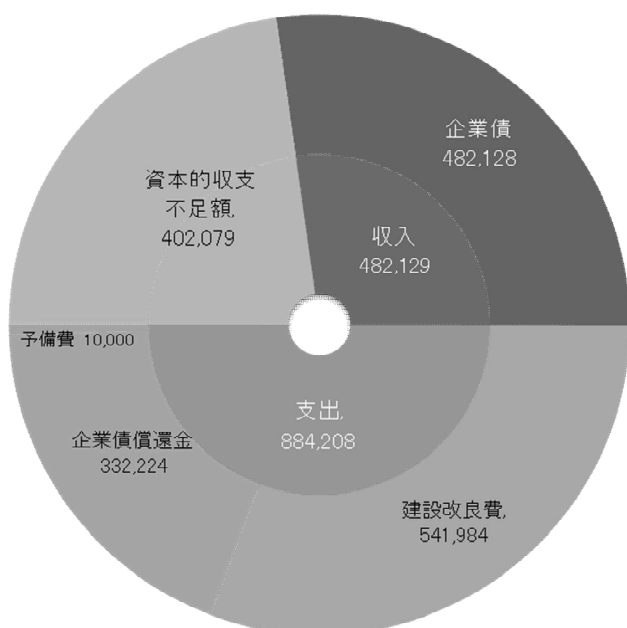


○収益的収支 (単位：千円、税抜き)

給水収益	水道料金収入
他会計補助金	千葉県市町村水道総合対策事業一般会計補助金等
県補助金	千葉県市町村水道総合対策補助金
長期前受金戻入	みなし償却※廃止により減価償却される額を収益化するもの
その他	受託工事収益、受取利息、雑収益等
職員給与費	給料、手当等、法定福利費、報酬
経費	修繕費、動力費、薬品費等の経費
受水費	用水供給事業からの受水
減価償却費	減価償却費、資産減耗費
支払利息	企業債利息
純損失	(収入－支出)

・純損失は3,928千円となる見込みである。

※ 上記は、収益的収支に係る当初予算案に基づき税抜きの額及び損益計算をしたものである。



○資本的収支 (単位：千円、税込み)

企業債	更新工事等、建設改良事業の財源となる借入金
出資金	水源開発事業の償還金に係る繰出金、合併特例債に係る一般会計出資金
負担金	水道管移設工事に係る負担金等
建設改良事業費	施設の建設改良に要する経費
企業債償還金	企業債の支払元金
予備費	予備費
資本的収支不足額 (収入－支出)	不足額は減価償却費等の内部留保資金で補てんする

建設改良事業

(単位：円)

建設改良事業費	541,983,482
原水設備費	125,360,000
負担金	107,100,000
基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金	107,100,000
工事請負費	18,260,000
保台浄水場取水ポンプ盤改良工事	9,130,000
清澄大下り原水ポンプ更新工事	3,630,000
原水設備更新工事（全体）	5,500,000
浄水設備費	75,978,000
工事請負費	75,978,000
横渚浄水場監視制御設備点検整備工事	4,840,000
東町浄水場次亜タンク更新工事	22,000,000
保台浄水場 pH 計更新工事	5,555,000
保台浄水場濁度・残留塩素計点検整備工事	1,155,000
保台浄水場薬品注入設備工事	13,970,000
保台浄水場水位計更新工事	1,728,000
保台浄水場活性炭注入設備整備工事	4,950,000
保台浄水場ろ過池逆洗ポンプ他更新工事（2 池分）	18,700,000
奥谷浄水場薬品注入設備制御盤整備工事	3,080,000
配水設備費	339,732,482
委託料	11,000,000
龍ヶ尾水管橋布設替工事設計業務	6,000,000
配水管布設替工事設計業務	5,000,000
工事請負費	318,296,900
南小町・仲地区配水管布設替工事	100,000,000
市道西蓮寺下線配水管布設替工事	49,500,000
道路改良等に伴う配水管布設替工事	9,900,000
平塚地区舗装本復旧工事	5,000,000
東町地区市道中原両芝線外 2 路線舗装本復旧工事	3,300,000
平塚法明地区市道京田上円線舗装本復旧工事	1,650,000
奈良林地区市道川崎原堀口線舗装本復旧工事	2,800,000
太海地区市道向田木戸脇線舗装本復旧工事	7,250,000

その他舗装本復旧工事	10,000,000
御園増圧ポンプ所電動弁更新工事	12,100,000
高鶴配水場圧力調整弁更新工事	3,971,000
高鶴配水場配管防食工事	3,639,900
高鶴配水場圧力タンク更新工事	25,300,000
畑・坂本加圧ポンプ所更新工事	77,000,000
川代第2ポンプ所加圧ポンプ更新工事	4,840,000
御園増圧ポンプ所盤内制御機器整備工事	2,046,000
その他職員給与費等	10,435,582
その他職員給与費等	10,435,582
その他営業設備費等計上額	913,000
量水器購入費	913,000

安房地域における水道事業の統合に係るスケジュールの見直しについて

安房地域水道事業統合協議会（事務局：安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業統合推進室）では、令和7年4月の水道事業統合に向けて協議を進めていたところですが、令和6年1月31日に開催された「令和5年度第2回安房地域水道事業統合協議会」において統合時期を1年延期する決定をいたしましたので、その旨報告いたします。

1 理由について

令和6年1月19日に開催された「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会」（事務局：千葉県総合企画部水政課）において、水道用水供給事業体の統合時期を令和7年4月から令和8年4月を目途に見直すことが決定しました。

安房地域の水道事業体では、南房総広域水道企業団からの受水と県からの補助金により水道事業を維持しています。このため、水道用水供給料金を含めた水道用水供給事業体の統合協議が進まない状況では、安房地域の財政収支見込み等を検討できず、令和7年4月の統合に間に合わせる形での「統合基本計画（案）」の策定などが困難となりました。

2 今後について

水道用水供給事業体の統合協議と併せて、下表のとおりスケジュールを見直します。

【今後の協議予定等について】

令和6年8月頃まで	統合後の水道用水供給事業体の財政収支計画や水道用水供給料金体系に係る協議と並行して、安房地域の財政収支見込み等を検討
令和6年12月	各市町議会に報告後、統合基本計画（案）の策定
令和7年1月まで	上記パブリックコメントの実施
令和7年3月	各市町会議に報告後、統合基本計画の策定及び統合基本協定の締結
令和8年1月	安房広域に水道部を新設
令和8年3月	現在の各水道事業を廃止
令和8年4月以降	安房地域の水道事業を統合

【参考 1】用供統合協議のスケジュール（第 4 回用供統合協議会資料）

	統合基本計画	事務事業のうち重要項目に係る 調整方針
○令和 6 年 3 月頃 (第 5 回統合協議会)	・ 財政収支計画のうち 料金体系案 ①	統合協議会において重要項目を別途決定した後、その内容をご協議いただく時期については、部会等の進捗状況を踏まえ決定させていただきます。 重要項目については統合基本協定締結前にはすべて決定することとします。(※)
○令和 6 年 6 月頃 (第 6 回統合協議会)	・ 財政収支計画のうち 料金体系案 ②	
○令和 6 年 8 月頃 (第 7 回統合協議会)	・ 統合基本計画素案（本文） （施設整備計画、財政収支計画を含む） ・ 統合基本協定素案	
○令和 6 年 12 月頃 (第 8 回統合協議会)	・ 統合基本計画案（本文） ・ 統合基本協定案 ※第 7 回統合協議会の結果を踏まえ協議	—

(※) その他の項目については統合までに報告するものとし、方法・時期については今後、整理する。